

平成 22 年 度

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

日野市土地開発公社

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 1 3 2 号
平成 23 年(2011 年)2 月 8 日

日野市長
馬 場 弘 融 様

日野市監査委員 奥 住 壽

日野市監査委員 菅 原 直 志

平成 2 2 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規程により通知願います。

平成22年度財政援助団体監査報告書

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体	主管部課
日野市土地開発公社	総務部財産管理課

3 監査の範囲

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの財政援助等に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

平成22年11月5日から平成23年1月31日

5 説明聴取日

平成22年12月22日

6 監査の主眼及び方法

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

（1）財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続き及び交付時期は適正か。
- ③ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

7 監査の結果

補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので、意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

日野市土地開発公社

1 団体の概要

(1) 目的

公共用地又は公用地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 設立

昭和49年4月1日

(3) 所在地

日野市神明一丁目12番地の1、日野市役所内

(4) 事業の内容

- ① 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項各号に掲げる業務
- ② 国、地方公共団体その他公共団体からの委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務

(5) 組織（平成22年3月31日現在）

理事	9名（うち理事長1名、常務理事1名）
監事	2名
職員	4名（事務局長1名、事務局3名）

2 市との関係

市は、日野市土地開発公社に対し、出資金として500万円を出資している。

市は、「日野市土地開発公社」と市が必要とする公有地となるべき土地等の取得、管理及び処分に関する業務の委託契約を締結している。

具体的内容は以下のとおりである。

- (1) 土地の取得に関すること
- (2) 土地の取得に伴う支障物件移転補償及びその他の補償に関すること
- (3) 土地の登記手続きに関すること
- (4) 諸税にかかる証明書、調書の作成及び手続きに関すること

(5) 当該土地の鑑定及び調査に関すること

上記、委託契約の他、「日野市土地開発公社」が借入する事業資金について、市は、公有地の拡大の推進に関する法律第 25 条及び日野市一般会計予算第 2 条の規定に基づき、借入金融機関に対し債務保証をしている。また市が公社所有の土地を買い取る場合、その価格は総買収費（土地取得費、補償金等）と買収委託料（総買収費の 2%）としている。

土地開発公社への補助金は、「日野市土地開発公社に対する補助金交付要綱」に基づき、事業資金借入金に係る利子を補助金として交付している。

平成 21 年度交付金額	114,953,788 円
--------------	---------------

意見・要望

1 今後の土地開発公社のあり方について

日野市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、日野市に代わって公共用地又は公用地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として昭和 49 年 4 月 1 日に設立された。設立以降も地価が上昇し、地方公共団体が公共用地の取得をするのに困難な状況が続く中、土地区画整理事業用地、都市計画道路用地、緑地用地等の公共用地を先行取得する時に、市の予算措置が困難である場合や国庫補助金等の活用を図る場合に、土地開発公社のメリットを生かし、市の公共事業を遂行する上で重要な役割を果たしてきた。今後も継続的に役割を果たしていくことが期待される。

土地開発公社が先行取得した土地については、市が買い戻すことが原則であるが、長引く景気低迷による地方公共団体の財政悪化により、買い戻せない状況が続いている。また一部の土地については、購入当時は十分に検討をしたにもかかわらず、経済環境の急激な変化により保有期間の長期化につながった。

土地の保有期間が長期化する中で、地価が大幅に下落し、大きな含み損を抱えるとともに、金融機関への支払利息が増加して、市の補助金の支出が大きくなり、市財政への大きな負担となっている。平成 21 年度末の借入金残高は 10,496,500,000 円で、市からの補助金は 114,953,788 円である。

非常に厳しい財政状況の中ではあるが、今後も土地開発公社の経営改善計

画に則り、市の買戻しを進める土地なのか、民間売却をする土地なのかを明確にし、さらなる経営健全化に取り組んでいただきたい。また、社会環境・経済環境の変化等により、土地開発公社による土地の先行取得をする意義が薄れてきているという意見もあるが、先に記した重要なメリットもあるので、今後、経営健全化に向けて、あり方を含めた十分な検討を要望する。

2 土地開発公社の財政状況について

過去5年間の決算における資本合計は、表1に示すとおりであり、最近の2年間はマイナスとなっている。

土地開発公社が先行取得した土地については、市が買戻すことが原則であり、土地開発公社が借入する事業資金については、市が借入金融機関に対し債務保証をしている。

市の財政運営は、景気低迷が長引き、非常に厳しい状況となっている。

土地開発公社においても、今まで以上に財政の健全化を図らなければならない。今後は、さらなる経営健全化に取り組んでいただきたい。

表1 過去5年間における資本合計の状況 (単位：円)

平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
△196,696,385	△76,391,723	323,497,152	310,430,711	329,499,108

3 第3次経営健全化計画の作成について

経営健全化策は、総務省の指導を基本に今まで進めてきている。第1次、第2次経営健全化計画（平成13年度～平成22年度）を進めた結果、簿価総額は平成12年度末に23,277,859,805円であったものが、平成21年度末で10,175,994,982円となり、かなり減少しているが、まだ100億円以上となっている。今年度中に第3次経営健全化計画を策定し、引き続き経営健全化に努めるよう要望する。

4 土地の取得について

土地開発公社は、土地区画整理事業用地、都市計画道路用地、緑地用地等の公共用地を先行取得する時に、市の予算措置が困難である場合や国庫補助金等の活用を確保する役割を担っている。今後は事業用途及び事業の実施時期を十分に精査して土地の取得をするよう要望する。

5 保有土地の活用について

土地開発公社は、平成 21 年度末で 105 筆、48,562.93 m²の土地を保有している。そのうち資材置場等として 13 件、有料駐車場として 2 ヲ所貸し出し、12,007,976 円の収益を上げている。

今後も保有土地の活用を図り、経営健全化に努めるよう要望する。

6 事業資金借入先金融機関の入札制度導入について

事業資金借入先金融機関について、入札制度を導入して金利負担の軽減に努めているが、さらに割合を拡充して借入条件の改善に努めるよう要望する。

7 その他

(1) 補助事業実績報告書が提出されていなかった。補助金交付要綱第 6 条では、年度終了後、速やかに補助事業実績報告書を市長に提出しなければならないとされているので、要綱に基づき適正に処理されたい。

(2) 金融機関から提出された「補助対象経費を明らかにする書類」に收受印が押されていなかった。公文書受領時には、日野市文書管理規則第 18 条第 1 項第 1 号に準じて適正に処理されたい。